

3 自民党行革推進本部・行政改革会議

10-12 財政投融資の改革について

平成9年11月20日

自民党行革推進本部

(はじめに)

経済的・社会的環境の様々な変化に対応して政府の役割が大きく見直されつつある今日、財政投融資についてもその抜本的な改革を行う必要がある。これまでの肥大化等の諸問題に対する関係者の率直な反省の下、21世紀へ向けて日本の再活性化のために必要な政策分野にはこれまで以上に取り組むものの、その対象については限定・重点化しつつスリム化を推進する。更に、こうした政策目的を確実にかつ効率的に達成するため、市場原理をできる限り徹底し、財投機関や事業等については市場によるチェックや所管省庁以外の第三者・国会等によるチェック体制を確立することが急務である。

国民各位には、以下の改革により、財政投融資を通じた受益が従来のようには得られにくくなるものの、長い目で見ればその改革が国民負担を減らし、活力ある国民経済の発展に資することについて理解を求めたい。

なお、制度の詳細等については別添のとおりとする。

1. スリム化——10年後に財政投融資の全体残高半減を目指す

1) 民業補完の徹底、投融資の安易な肥大化抑制

これまでの行政改革推進本部の特殊法人等の整理合理化についての3次にわたる決定を踏まえ、財政投融資の対象分野から民間で実施できる事業を除外するなど、民業補完の趣旨を徹底する。また、資産運用部の保有国債等については、民

間金融・資本市場への影響に十分配慮しつつ、その保有額の着実な圧縮を図る。これらにより、10年後の財政投融資の全体残高を、改革が行われなかった場合に比べ半減することを目指してスリム化する。また、「弾力条項」等についても機動的・弾力的運営を確保しながら、廃止を含め見直しを検討する。

2) 補給金等の圧縮・廃止

財投機関等が行う事業の政策的性を厳格にチェックすることにより、安易な新規補給金、出資金等は極力避け、政策意義が認められない場合は廃止する。

2. 財投機関・対象事業・資金運用部（現行）等の内容の透明化・不断の検証

1) 行政における財投関連政策の評価システムの確立

財投機関等の業務・政策的重要性等については、内閣府に3条委員会として設置する評価監視委員会において横断的に常時監視するとともに定期的・包括的レビューを行い、必要に応じ財投機関等や所管官庁に対し業務改善勧告を行う。

2) 国会における行政監視委員会（仮称）等の新設

国会においても、財投機関の事業評価について、新設予定の「決算・行政監視委員会（仮称）」、「行政監視委員会（仮称）」において、政府事業全般に関する評価の中で定期的に行う。

3) ディスクロージャー等の推進

民間水準を上回るディスクロージャー、外部監査の導入を推進するほか、予期せぬ財政負担の発生を抑制する観点から、財政の後年度負担も含めたコスト分析手

法の確立と早期導入を進める。

3. ALM

入口、中間、出口について、各々の効率的運営のため、ALM (Asset Liability Management: 資産負債管理) の充実を図る。

4. 資金調達

1) 郵貯・年金の預託の廃止 (完全自主運用)

- ① 郵便貯金や年金資金について、資金運用部に対する全額預託義務を廃止し、新規流入分から自主運用を早期に開始し、年金資金については次期財政再計算実施後、郵貯についてはビッグバンスタート時 (2001年4月目途) 以降は金融市場を通じた完全自主運用を行う。(郵貯、年金を運用部に預託するという制度そのものも廃止。)

簡保資金についても、財投機関等に対する融資を廃止し、郵貯と同じくビッグバンスタート時以降は金融市場を通じた完全自主運用を行う。

ただし、財政力の弱い地方公共団体の資金確保のため、地方債計画の一環として、完全自主運用開始後の郵便貯金、簡保資金に、地方公共団体に対しては例外的に直接の融資を認める。その際、個別地方公共団体との相対交渉ではなく、国会において承認された貸付枠の中で、市場原理に則して政府が定める統一的貸付条件等によって簡素な手続きにより融資する仕組みとする。

- ② 自主運用に際しては、資金の公的性格及びその巨額性に鑑み、あらゆる角度から安全確実、有利な仕組みを検討し、ルール化して厳正に行う。
- ③ 預託が廃止され、郵便貯金、簡保、年金が自主運用を始めるに当たっては、財投機関・事業に関する国民への情報

の開示や国会におけるチェックの充実を図るため、財投機関の資金調達について、統一的に、一覧性のある計画として国会に提出することとする。なお、政府保証のない財投機関債や民間借入金についても参考資料を提出する。

2) 財投機関債

- ① 財投機関はその資金を原則として各事業の政策的必要性に応じて自己調達することとし、各機関はその実現に向けた最大限の努力を行う。
- ② 財投機関による資金の自己調達手段については、まず「政府保証のない財投機関債」での調達を前提として業務内容・財務諸表等のディスクロージャーを徹底し、可能な機関・事業については「政府保証のない財投機関債」を発行する。その際、財投機関の規律を強化し、「暗黙の政府保証」による安易な債券発行とならないため、債務超過が一定規模を超えた場合の債券発行を禁止 (デフォルトに替わる措置) する措置や、「破産」や「廃止」もあり得ることを示す意味から「財投機関債発行法人等の破産・整理法」を制定するなどの条件整備を進める。
- ③ 「政府保証のない財投機関債」の発行が困難であるが、市場原理だけでは実現できない重要な政策を実施し、国の信用でより低コストの資金調達を行うことが適当であると政府・与党において判断された財投機関や事業については、当該機関等の発行する財投機関債に政府保証を行うことを可能とする。その際、政府保証の付与を行うべきかどうかの判断は事前に定めるルールに則り厳格に行い、又、将来発生しうる財政の後年度負担も明示することとする。
- ④ 制度の運営に当たっては、個別の債券発行による金利の上昇や手数料に

よって、資金調達コストが却って上昇しないように十分な配慮を行う。

3) 財投債

- ① 上記いずれの財投機関債によっても資金調達が困難であったり、不利な条件を強いられる重要施策実施財投機関や超長期資金を必要とする事業等に関り、国の信用で一括して市場原理に則した財投債によって調達した資金の貸付けを受ける方式を行う。なお、財投債の発行方法は「公募入札方式」など市場原理の中での調達を基本とする。
- ② 資金運用部の資金繰りに齟齬をきたさぬように、全額預託義務の廃止が実施されるまでに行われた財投機関向け貸付けについて、その貸付けを満期まで継続しつつ預託者への満期償還を予定通り履行するための確実な資金調達手段として、財投債（いわば「資金繰り財投債」）により資金調達を行う。

4) 民間金融・資本市場の安定性確保

以上のような財投関連資金調達については、適切な経過措置を置くなど民間金融・資本市場に与える影響に十分配慮する。

5. 政策金融機関

債務保証機能の一層の活用など各種方策により財投資金の借入残高の着実な圧縮を図る。また、政策性の確保に加え、資産の健全性を金融監督庁による検査等によって確保する。更に、「繰上償還ルール」を確立する。

6. 地方公共団体向け融資の抜本的見直し

地方公共団体向け融資については、長期的かつ幅広い角度からそのあり方を政府・与党において抜本的に見直すこととする。

7. 各種ルールの確立

新たな財政投融資制度構築に先立ち、政

府において「政府保証のない財投機関債の発行に向けた条件整備」、「財投機関債への政府保証付与の基準・限度管理」や「激変緩和のための適切な経過措置」等の各種ルールをオープンかつ公正な議論の下で早期に策定し、与党との協議を経て成案とする。

8. 財政投融資制度全般の不断の見直し

内閣府に「財政投融資に関する審議会」（又は「経済財政諮問会議」の下に「財政投融資制度検討委員会」）を設け、中長期的な視野に立って制度全体の不断の見直しを行う。

9. 資金運用部の廃止等

上記のような財政投融資の抜本的改革にあわせ、資金運用部を廃止し、新しい財政投融資制度にふさわしいスリムかつ効率的な執行体制を確立する。

(改革のスケジュール)

1. 2000年通常国会終了まで

政府保証のない財投機関債、財投債の発行のために必要な条件整備・法改正を行っておき、各特殊法人（「独立行政法人」を含む。以下同じ）及び所管省庁は翌年度以降原則「政府保証のない財投機関債」で対応できるかどうかゼロベースで検討する。「政府保証のない財投機関債」を発行しても財政負担の増大につながらない機関は、「政府保証のない財投機関債」の発行の方針を明確に表明する。

2. 2000年7月まで

「政府保証のない財投機関債」を発行できないと主張する特殊法人については、廃止するか、「政府保証のある財投機関債」あるいは「財投債によって調達した資金からの借入れ」による資金調達を認めるかを政府・与党で判断する。峻別の基準はでき

るだけ明確・単純に作ることが肝要である。

「政府保証のある財投機関債」あるいは「財投債によって調達した資金からの借入れ」による資金手当については、事業の必要性について吟味し、政策的必要性が認められたものについてのみ対象とすることとする。

「政府保証のない財投機関債」の発行は概算要求の対象外とする。

3. 2000年8月末

「政府保証のある財投機関債」あるいは「財投債によって調達した資金からの借入れ」による資金手当が認められた特殊法人について、2001年度財政投融资要求提出を行う。

4. 2001年4月

預託を廃止し、財投機関債・財投債による資金調達を開始する。

(出所) 自民党行革推進本部「財政投融资の改革について」(平成9年11月20日)。

10-13 財政投融资の改革について (別添)

(基本的な哲学)

わが国経済は、今日、大きな構造的変化に直面している。こうした中、これまで我が国経済の発展に大きな役割を果たしてきた財政投融资についてみると、近年は、累次の経済対策等を通じ急速な膨張を続けてきただけでなく、旧国鉄債務処理、国有林野事業の実質的な赤字ファイナンス等にも利用されてきた。そうした施策のツケは、何らかのかたちで国民負担を求めつつ、抜本的解決を図らざるを得ない状況に至っている。

これらについて、財政投融资に安易に依存しながらその事業等を拡大してきた特殊法人等およびその所管省庁はもとより、その膨張を有効にチェックできなかった大蔵省、そして財政投融资の出動を安易に求めてきた政治

も、それぞれ共に深く反省しなければならない。また、国民各位に対しては、以下述べるような思い切った改革を行うことにより、財政投融资を通じた受益が、これまで同様に容易に得られることは期待できなくなること、しかしかかる改革が長い目で見て現世代・後世代双方の国民負担を減らし、活力ある国民経済の発展に資すること、について理解を求めねばならない。

言うまでもなく、今日、経済における政府の役割は、個人の自由な経済活動を保証しながら「市場の失敗」を補完して、効率的な資源配分と公平な所得分配を実現することにあるが、財政投融资についても、このような環境変化に対応して、政府の役割をできるだけ縮小しながらその対象を限定し、スリム化を推進する一方、21世紀へ向けて日本の再活性化のために必要な政策分野については、これまで以上に大胆に取り組む必要がある。そして、それらの政策目的を確実かつ効率的に達成するため、従来財政投融资制度において機能していなかった市場チェックや、所管省庁以外の第三者・国会等によるチェック体制を早急に確立することが肝要である。

(現在の財政投融资の問題点)

- 1) 預託金利が政令で決められ、財投金利が期間にかかわらず一定であるなど、硬直的な制度となっているため、全体として効率的運営が不十分。
- 2) 1200兆円の個人金融資産規模、660兆円の民間銀行融資規模等に比し、470兆円の財政投融资残高は過大。
- 3) 政策需要及びそれに対する政策融資についてのチェックが不十分。
- 4) 一般会計からの利子補給、赤字補てん等、財政負担を伴う財投対象施策について、後年度負担も含めた要財政支援額が事前には不透明(予想外の財政赤字拡大要因)。
- 5) 入口・中間・出口が各々独自の目的と責任の下に運営され整合性がとれておらず、

いずれも財政投融资全体に対し責任を持つ体制に欠き、制度全体の総合的なチェックも行われていない。

(具体的対策)

1. スリム化——10年後に財政投融资の全体残高半減を目指す

1) 民業補完の徹底、投融资の安易な肥大化抑制

これまでの行政改革推進本部の特殊法人等の整理合理化についての3次にわたる決定を踏まえ、財政投融资の対象分野から民間で実施できる事業を除外し、民業補完の趣旨を徹底する。また、資産運用部の保有国債等については、民間金融・資本市場への影響を十分配慮しつつ、その保有額の着実な圧縮を図る。これらにより、10年後の財政投融资の全体残高を、改革が行われなかった場合に比べ半減することを目指してスリム化する。

また、投融资全体の肥大化の一つの原因ではなかったかとの指摘のある「資金運用のうち5年以上の運用のみを国会承認の対象とする現行法制度」及び「毎年の予算提出に際し、状況次第で資金運用を予算上の計画比5割増しまで増額を認める条項（いわゆる『弾力条項』）」についても、経済状況に応じ機動的・弾力的に適切な運営ができることを確保しながら、廃止を含め見直しを検討する。

—— 財政投融资の本来の機能である「信用補完」と「利子負担軽減」を柱に大幅見直しを実施。

—— 一般会計から財政投融资への安易な転嫁は厳に慎む。

—— 各種金融手法により、既往債権も圧縮。

2) 補給金等の廃止・圧縮

財政構造改革の趣旨に則り、今後の予算編成において、特殊法人等が行う事業の政策性を厳格にチェックすることによ

り、安易な新規補給金、出資金等は極力避け、政策意義が認められない場合は廃止する。

2. 財投機関・対象事業・「資金運用部（現行）」等の内容の透明化・不断の検証

1) 行政における財投関連政策の評価システムの確立

自民党行革推進本部の第3次特殊法人見直し方針に従い、評価監視委員会を内閣府に3条委員会として設置し、財投機関等の業務・政策的重要性等についても同委員会において横断的に常時監視する。また、定期的に包括的かつ徹底したレビューを行う。

—— 同委員会は財投機関等及び所管省庁への業務改善勧告権を持ち、財投機関等及び所管省庁は勧告を受けた場合、6ヶ月以内に改善案を策定し、同委員会の了承を得ることを義務付ける。改善が見られない場合には機関の廃止もしくは民営化を改めて勧告する。

2) 国会における行政監視委員会（仮称）の新設

国会においても、財投機関の事業評価について、新設予定の「決算・行政監視委員会（仮称）」、「行政監視委員会（仮称）」において、政府事業全般に関する評価の中で定期的に行う。

3) ディスクロージャー等の推進

特殊法人について、民間企業の水準を上回るディスクロージャー（例えば資本関係の有無にかかわらず、特殊法人の実質的な子会社等の関連会社で、継続的な業務委託や資産の貸付を行っている相手方企業<注>の概要及び当該取引の詳細等）の実施、外部監査の導入を推進する。特殊法人について、企業会計原則による経理処理の義務付けを検討する。

<注>政策金融機関からの借入れ企業な

どは含まない。

事業実施機関のディスクロージャーに当たっては、大規模プロジェクト毎の収支状況を示すものとし、特定プロジェクトに限定了財投機関債の導入も検討する。

3. ALM

入口、中間、出口について、各々の効率的運営のため、ALM (Asset Liability Management: 資産負債管理) の充実を図る。

- 現状では調達・運用両面において金利・期間等の決定が極めて硬直的であるが、これを市場原理に即した運用に転換。
- 特殊法人等の余剰資金の運用等についても、「繰上償還ルール」確立後は、厳格なディスクロージャーを前提に多様化・弾力化を実施。

4. 資金調達

1) 郵貯・年金の預託の廃止 (完全自主運用)

- ① 郵便貯金や年金資金について、資金運用部に対する全額預託義務を廃止し、新規流入分から自主運用を早期に開始し、年金資金については次期財政再計算実施後、郵貯についてはビッグバンスタート時 (2001年4月目途) 以降は金融市場を通じた完全自主運用を行う (郵便貯金、年金資金を運用部に預託するという制度そのものも廃止。ただし既に運用部に預託している資金については満期償還まで残存)。

簡保資金についても、同様の趣旨から、財投機関等に対する融資を廃止し、郵貯と同じくビッグバンスタート時以降は金融市場を通じた完全自主運用を行う。

ただし、財政力の弱い地方公共団体の資金確保のため、地方債計画の一環

として、完全自主運用開始後の郵便貯金・簡保資金に、地方公共団体に対しては例外的に直接の融資を認める。その際、個別地方公共団体との相対交渉ではなく、国会において承認された貸付枠の中で、市場原理に則して政府が定める統一的貸付条件等によって簡素な手続きにより融資する仕組みとすることとし、その仕組みの詳細は、政府 (大蔵省、郵政省、自治省) ・与党において協議して定める。

なお、こうした自主運用や、後述の財投機関債、財投債の導入が、民間金融・資本市場にクラウドイングアウトや金利の乱高下といった攪乱的な影響などを与えないよう、激変緩和のための適切な経過措置を置きつつ着実な改革を目指す。

- ② 自主運用に際しては、資金の公的性格及びその巨額性に鑑み、あらゆる角度から安全確実、有利な仕組みを検討し、ルール化して厳正に行う。
 - ③ 預託が廃止され、郵便貯金、簡保、年金が自主運用を始めるに当たっては、財投機関・事業に関する国民への情報の開示や国会におけるチェックの充実を図るため、財投機関の資金調達について、統一的に、一覧性のある計画として国会に提出することとする。なお、政府保証のない財投機関債や民間借入金についても参考資料を提出する。
- #### 2) 財投機関債
- ① 今回の財投改革の主目的の一つが特殊法人等の一部である財投機関の業務を政策意義の高い分野に特化するとともに、その経営効率化を図ることに鑑み、財投機関はその資金を原則として各事業の必要性に応じて自己調達することとし、各機関はその実現に向けた最大限の努力を行う。
 - ② 財投機関による資金の自己調達手段

については、まず「政府保証のない財投機関債」での調達を前提として業務内容・財務諸表等のディスクロージャーを徹底し、可能な先については「政府保証のない財投機関債」を発行する。その際、財投機関の規律を強化し、「暗黙の政府保証」による安易な債券発行とならないための条件整備を進める。

—— ディスクロージャー規定の整備とともに、財投機関債発行人については、例えば、債務超過が一定規模を超えた場合は、債券発行を禁止（デフォルトに替わる措置）するなどの業務停止ルールを明確にし、更に「破産」や「廃止」もあり得ることを示す意味から「財投機関債発行人等の破産・整理法」を制定する。

(注) 政府保証のない財投機関債による資金調達が従来の預託制度よりベターとなるのは、財投機関債発行を契機として事業遂行コスト削減努力を行い、そのコスト削減幅が財投機関債の発行による資金調達コスト上昇分を上回る場合である。

- ③ 「政府保証のない財投機関債」の発行が困難であるが、市場原理だけでは実現できない重要な政策を実施し、国の信用で低コストの資金調達を行うことが適当であると政府・与党において判断された機関や事業については、当該機関等の発行する財投機関債に政府保証を行うことを可能とする。その際、財政法等の趣旨にも鑑み、政府保証の付与を行うべきかどうかの判断は事前に定めるルールに則り厳格に行い、又、政府保証付与に伴い将来発生しうる財政の後年度負担も明示することとする。

なお、かかるルール遵守状況等政府保証付与についても評価監視委員会で常にレビューを行う。

- ④ 制度の運営に当たっては、個別の債券発行による金利の上昇や手数料によって、国民負担が却って上昇しないように十分な配慮を行う。

なお、財投機関債発行に際しては、政府保証の有無を問わず、市場原理の徹底を図る方策を早急に検討すべきである。

3) 財投債

- ① 上記いずれの財投機関債によっても資金調達が困難であったり、不利な条件を強いられる重要施策実施財投機関や超長期資金を必要とする事業等に限り、国の信用で一括して市場原理に則した財投債によって調達した資金の貸付けを受ける方式を行う。なお、財投債の発行方法は「公募入札方式」など市場原理の中での調達を基本とする。

—— 各種財投機関・事業の必要資金を財投債によって一括調達する場合にも、個々の財投機関・事業内容について市場等に対するディスクロージャーを徹底することとする。

—— また、安易な発行とならないよう、財投債の発行限度については、その補完性に鑑み、毎年度の予算審議、評価監視委員会の定期的レビューの中で、厳格に抑制する。

- ② 資金運用部の資金繰りに齟齬をきたさぬように、全額預託義務の廃止が実施されるまでに行われた財投機関向け貸付けについて、その貸付けを満期まで継続しつつ預託者への満期償還を予定通り履行するための確実な資金調達手段として、財投債（いわば「資金繰り財投債」）による資金調達を行う。

4) 民間金融・資本市場の安定性確保

前述4. 1) ①のように、郵便貯金や年金資金が自主運用のために一気に市場に参入したり、現在の運用部預託を急速に市場調達に移行させると、民間金融・資本市場に大きな混乱を及ぼす可能性がある。このため、当面は民間市場へ与える影響を考慮し、各種の段階的激変緩和ルールを後述7. に示す枠組みにおいて別途定める。

5. 政策金融機関

1) 政策金融機関の業務については、民間金融機関が行う融資に対する政策金融機関による債務保証、証券化、債権譲渡等の手法を活用することにより、財投資金の借入残高の着実な圧縮を図る。

—— 債務保証に際しては民間金融機関のモラルハザード防止策を設ける。

2) 保有債権について、金融監督庁による検査を行う。

3) 予期せぬ財政負担の原因となる借り手(国民)の都合による政策金融機関<注>への「繰上償還(期限前返済)」については、

① 貸し手側(政策金融機関)の損失は原則として借り手(国民)が負担する

② ただし①において政策的に配慮すべき中小企業金融などについては、借り手(国民)の損失負担は最大で5割まで軽減できることとする

③ 借り手(国民)の希望に応じ5年又は10年毎の金利見直し契約を締結可能とする

といった、不確実性を回避しながら国と民間との間での負担の分担方法を明確にする仕組みの導入に向けて後述7. に示すルール作りの枠組みにおいて検討を進める。

<注>ただし、住宅金融公庫については上記ルールではなく同公庫自身が

先般導入したルールの一層の改善を図ることとする。

6. 地方公共団体向け融資の抜本的見直し

これまでの地方公共団体向け融資については、財政力の弱い地方団体等における地方債資金の確保に留意しつつ、(1)地方一般財源の確保を通じた地方財政の体質強化の図り方、また、(2)財政力の弱い団体を含め、地方公共団体による自主的な資金調達能力向上のための方策、さらには、(3)地方分権の下での中央政府の地方への関与のあり方、など、長期的かつ幅広い角度からそのあるべき制度を政府・与党において抜本的に見直すこととする。

7. 各種ルールの確立

一連の新たな制度を構築するに先立って各種ルールの細部を政府において明確に定める必要がある。

すなわち、「政府保証のない財投機関債の発行に向けた条件整備等」、「財投機関債への政府保証付与の基準・限度管理等」、「財投債の節度ある発行手続き等」、「政府保証付与に際しての引当金積立ての要否(国債整理基金との整合性等)」、「激変緩和のための適切な経過措置等のルール」、「政策金融機関に対する繰上償還に係る国と民間との間での負担のルール」などについて、オープンで公正な議論(例えば日本銀行、外部からの学者のほか、利益相反を生じないよう留意しつつ、市場関係者、格付け機関、財投機関の実務者等幅広く有為な専門家の参加を得て行う)を通じて、具体策について早期に結論を得、与党との協議を経た上で成案とする。

8. 財政投融资制度全般の不断の見直し

内閣府に「財政投融资に関する審議会」(又は「経済財政諮問会議」の下に「財政投融资制度検討委員会」)を設け、政府に

よる財政投融资制度を通じた資金調達・信用供与を行うことの民間金融、実体経済、財政ポジション等へ与える影響等を、「官民の役割分担の明確化」等の観点も含め、総合的な検証を行い、中長期的な視野に立って制度全体の不断の見直しを行う。また、定期的に（例えば5年に一度）報告書をまとめ検証結果を公表する。

9. 資金運用部の廃止等

上記のような財政投融资の抜本的改革にあわせ、同制度にかかる体制も、新しい財政投融资制度の新しい機能にふさわしいスリムかつ効率的な執行体制を確立する観点から、資金運用部を廃止し、これに代えて新たな仕組み（例えば財政投融资勘定（財政投融资特別会計）（仮称）など）を創設する。

（改革のスケジュール）

1. 2000年通常国会終了まで

政府保証のない財投機関債、財投債の発行のために必要な条件整備・法改正を行っておき、各特殊法人（「独立行政法人」を含む。以下同じ）及び所管省庁は翌年度以降原則「政府保証のない財投機関債」で対応できるかどうかゼロベースで検討する。「政府保証のない財投機関債」を発行しても財政負担の増大につながらない機関は、「政府保証のない財投機関債」の発行の方針を明確に表明する。

（条件整備の例：財投機関債発行法人等の破産・整理法、情報公開、企業会計原則、市場の評価を上げるための業務改善等）

2. 2000年7月まで

「政府保証のない財投機関債」で対応できないと主張する特殊法人については、廃止するか、「政府保証のある財投機関債」あるいは「財投債によって調達した資金からの借入れ」による資金調達を認めるかを

政府・与党で判断する。峻別の基準はできるだけ明確・単純に作ることに肝要。

「政府保証のある財投機関債」あるいは「財投債によって調達した資金からの借入れ」による資金手当については、事業の必要性について吟味し、政策的必要性が認められたものについてのみ対象とすることとする。

「政府保証のない財投機関債」の発行は概算要求の対象外とする。

3. 2000年8月末

「政府保証のある財投機関債」あるいは「財投債によって調達した資金からの借入れ」による資金手当が認められた特殊法人について、2001年度財政投融资要求提出を行う。

4. 2001年4月末

預託を廃止し、財投機関債・財投債による資金調達を開始する。

（出所）自民党行革推進本部「財政投融资の改革について」（平成9年11月20日）。

10-14 財政投融资の改革について（補論）

財投機関債および財投債に関する論点

現在の預託や前述の財投債を通じた財投借入れ方式との比較において、財投機関債による資金調達はコスト面で不利になることにより、政策遂行能力が低下する、との指摘については、下記のように財投機関債に政府保証を付すことにより対応可能と考えられる。

[1] 現状の財投金利が10年物国債の発行金利プラス0.2%ポイントであることを考えれば、政府保証付き財投機関債の調達コストが現状を大幅に上回り、対象事業等の遂行に支障が出ることは考え難い。

[2] また、現在の財投金利が「10年物」国債の発行金利をベースに決定されていること

を考えると、改革された財投制度の下で融資期間にマッチした資金調達が行われるようになり、とりわけ中小企業向け等の中期（例えば「5年」）投融资の場合には政府保証付き財投機関債による調達の方が現状に比べコストダウンになる可能性が大きい。政府保証付き財投機関債で十分な対応が困難な場合は財投債で補完する。

- [3] 財投債による一括資金調達に比べ財投機関債の方が、例え政府保証が付いても個別機関の資金調達の必要性や妥当性について、評価監視委員会等外部からのチェック機能が働き、財投機関・事業の効率化につながる。

(出所) 自民党行革推進本部「財政投融资の改革について」(平成9年11月20日)。

10-15 自民党行革推進本部「財政投融资の改革について」の概要

平成9年11月20日

(はじめに)

経済的・社会的環境の様々な変化に対応して政府の役割が大きく見直されつつある今日、財政投融资についてもその抜本的な改革を行う必要がある。

1. スリム化——10年後に財政投融资の全体残高半減を目指す

民業補完の趣旨を徹底し、余資運用としての国債等の保有の大幅な縮減、国の政策として必要な分野への限定・重点化などにより、10年後の財政投融资の全体残高を改革が行われなかった場合に比べ半減することを目指してスリム化する。また、「弾力条項」等についても見直しを検討する。

2. 財投機関・対象事業・「資金運用部（現行）」等の内容の透明化・不断の検証

- ① 財投機関等に関するディスクロージャーを一層推進する。内閣府に設置する「評価監視委員会（3委員会）」に

おいて財投機関等を横断的に常時監視するとともに定期的・包括的レビューを行い、必要に応じ業務改善勧告を行う。

- ② 国会においても、新設予定の「決算・行政監視委員会（仮称）」等において財投機関の事業評価を、政府事業全般に関する評価の中で定期的に行う。
- ③ 財政の後年度負担も含めたコスト分析手法の確立と早期導入を進める。

3. 資金調達

- ① 郵便貯金や年金資金の全額預託義務を廃止し、年金は次期財政再計算実施後、郵貯はビッグバン開始時（2001年4月）以降、金融市場を通じた完全自主運用を行う。

- ② 財投機関等については、まず、政府保証なしの財投機関債での調達を前提としてディスクロージャーを徹底する。

政府保証なしの財投機関債の発行が困難であるが、市場原理だけでは実現できない重要な政策を実施している機関については、その債券に政府保証を行うことを可能とする。

- ③ 財投機関債によっては資金調達が困難であったり不利な条件を強いられる重要政策実施機関等に限り、財投債によって調達した資金の借入れを用いる。

全額預託義務の廃止までに行われた貸付けを満期まで継続しつつ預託者への満期償還を履行するためにも、資金運用部の資金繰りに齟齬を来さぬよう財投債を用いる。

- ④ この改革に際しては、適切な経過措置を置くなど、民間金融・資本市場等に与える影響に十分配慮する。

4. 財政投融资制度全体の不断の見直し

内閣府に「財政投融资に関する審議会」を設け、総合的な検証を行い、定期的に（例えば5年に一度）報告書をまとめ検証

結果を公表する。

5. 資金運用部の廃止等

上記のような財政投融资の抜本的改革にあわせ、資金運用部を廃止し、新しい財政投融资制度にふさわしいスリムかつ効率的な執行体制を確立する。

(出所) 自民党行革推進本部「財政投融资の改革について」(平成9年11月20日)。

10-16 行政改革会議(財政投融资関連)

- ① 平成8年11月21日、国の行政機関の再編及び統合の推進に関する基本的、総合的な事項を調査審議することを目的として、会長(内閣総理大臣)、会長代理(武藤総務庁長官・行政改革担当大臣)、13人の委員からなる行政改革会議が設置された。(参考1)
- ② 行政改革会議は9年5～6月に省庁別ヒアリングを実施したが、その際、大蔵省に対するヒアリング項目の1つとして、「経済環境の変化、金融自由化の進展等の中で、財政投融资の将来の在り方についてどのような方向で見直していくのか」が提示された。5月14日のヒアリングにおいては、当方より、財政投融资については、財政政策の中で有償資金の活用が適切な分野に対応するという基本的な役割、必要性は将来的にも残ると考えているが、社会経済情勢等の変化に応じ、その対象分野・事業を見直し、資金の重点的・効率的な配分を図っていくことが必要であること、こうした考えの下、資金運用審議会懇談会において、財政投融资について、改革を推進する観点から、広く専門家の意見を聞き、本格的な検討・研究を進めていること、を説明した。(参考2)
- ③ 8月18日から21日にかけて4日間にわたり集中討議が行われたが、この2日目にあたる8月19日に、資金運用審議会懇談会座

長談話について、本間正明座長代理からの説明聴取が行われた。(参考3)

- ④ 上記の集中討議の結果は9月3日に中間報告としてまとめられたが、郵政三事業の項目の中に、「資金運用部への預託は廃止する」との文言が盛り込まれた。(参考4)
- ⑤ 11月17日から20日まで再び集中審議が行われ、この集中審議を経て12月3日に行政改革会議の最終報告がとりまとめられた。

財政投融资については、財務省の機能・政策の在り方の見直しの項目の中に、「財政投融资制度の改革」と題して、

「財政投融资制度を抜本的に改革する。郵便貯金等の資金運用部への預託を廃止するとともに、既往の貸付けの資金繰りに配慮しつつ、資金調達は市場原理にのっとったものとし、新たな機能にふさわしい仕組みを構築する」とされた。(参考5)

また、郵政事業の項目の中で、「資金運用部への預託を廃止し、全額自主運用とする」とされた。(参考6)

- ⑥ 政府は12月4日の閣議でこの最終報告を最大限に尊重することを決め、また、同日政府声明を発表し、遅くとも5年以内、できれば21世紀が始まる2001年1月1日に新体制に移行を開始することを目指すことを表明した。(参考7、8)

(参考1)

行政改革会議委員名簿

- | | | |
|------|-------|----------------|
| 会 長 | 橋本龍太郎 | 内閣総理大臣 |
| 会長代理 | 武藤 嘉文 | 総務庁長官・行政改革担当大臣 |

委員 芦田甚之助 日本労働組合総連合
会会長

(参考2)

行政改革会議 ヒアリング項目

委員 有馬 朗人 東京大学名誉教授
理化学研究所理事長

(大蔵省)

委員 飯田庸太郎 三菱重工株式会社
相談役
行政改革委員会委員
長

経済環境の変化、金融自由化の進展等
の中で、財政投融资の将来の在り方につ
いてどのような方向で見直していくのか。

委員 猪口 邦子 上智大学法学部教授

委員 河合 隼雄 国際日本文化研究セ
ンター所長

委員 川口 幹夫 日本放送協会会長

委員 佐藤 幸治 京都大学大学院法学
研究科教授

委員 塩野谷祐一 一橋大学名誉教授
社会保障研究所所長

委員 豊田章一郎 トヨタ自動車株式会
社取締役会長
経済審議会会長

委員 藤田 宙靖 東北大学法学部教授

委員 水野 清 内閣総理大臣補佐官
(事務局長)

委員 諸井 虔 秩父小野田株式会社
取締役相談役
地方分権推進委員会
委員長

委員 渡辺 恒雄 読売新聞社代表取締
役社長・主筆

1. 財政投融资については、財政政策の中で有償資金の活用が適切な分野に対応するという基本的な役割、必要性は将来的にも残ると考えているが、その受け持つ具体的役割は、社会経済情勢の変化等に応じ、変わっていくことが必要である。

従って、財政投融资について、改革を推進するとの基本方針の下で、民業補完の観点をも踏まえ、社会経済情勢等の変化に応じ、その対象分野・事業を見直し、資金の重点的・効率的な配分を図っていくことが必要であると考えている。

2. こうした考え方の下、今後とも、財政投融资計画の編成において、

- ① 財政投融资の対象事業及び資金需要を、公的関与の必要性、償還確実性の観点から見直すとともに、
- ② 経済社会ニーズを的確に把握すること、等により、財政投融资資金の重点的・効率的な配分を図ることが必要であると考えている。

なお、平成9年度財政投融资計画においては、昨年末の総理からの御指示(参考1参照)を受け、民業補完の観点をも踏まえ、政策的な資源配分を行う一般財投の規模の抑制を図り、前年度当初計画に対し△3.0%の減額としたところであり、更に、財政投融资の対象事業及び資金需要を、公的関与の必要性、償還確実性の観点から徹底して見直し、民間でも実施可能、あるいは民間金融市場等からの資

金調達等が適切と考えられるものは財政投融資の対象から除外する等の措置を図ったところである（参考2、3参照）。

3. 更に、財政投融資について、改革を推進する観点から、資金運用審議会懇談会において、広く専門家の意見を聞き、本格的な検討・研究をすすめていくこととしている。

資金運用審議会懇談会には、従来の同審議会の委員・専門委員に加え、財政制度審議会の学者メンバー数名等の参加を頂いているところであるが（参考4参照）、これまでのところ、財政投融資の制度と内容、諸外国の財政投融資類似制度、特殊法人の財務内容の公開等について、事務局や総務庁からの説明や同懇談会メンバーによる報告が行われるとともに、財政投融資の検討に当たり留意すべき点等について、幅広い意見交換が行われてきているところである（参考5参照）。

今後とも同懇談会において、財政投融資の将来の在り方も含め、本格的な検討・研究が進められていくものと期待している。

（参考3）

行政改革会議第25回議事概要（抜粋）
（集中審議第2日）

- 1 日時 平成9年8月19日（火）
10：00～17：00
2 場所 キャピトル東急ホテル 竹の間
3 出席者
（会議）

橋本龍太郎内閣総理大臣（会長）、武藤嘉文行政改革担当大臣・総務庁長官（会長代理）、芦田甚之助、有馬朗人、飯田庸太郎、猪口邦子、河合隼雄、川口幹夫、佐藤幸治、塩野谷祐一、豊田章一郎、藤田宙靖、水野清、諸井虔、渡辺恒雄の各委員

（説明者）

（資金運用審議会懇談会）本間正明座長代理

（行政改革委員会）田中直毅官民活動分担小委員会小委員長、奥野正寛同参与（政府）与謝野内閣官房副長官、古川内閣官房副長官、田波内閣内政審議室長（事務局）水野事務局長（再掲）、八木事務局次長

4 議題

- (1) 資金運用審議会懇談会座長談話について（説明聴取）
(2) 行政改革委員会官民活動分担小委員会の中間取りまとめについて（説明聴取）
(3) 省庁の再編について（討議）

5 会議経過

- (1) 資金運用審議会懇談会の本間正明座長代理より、資金運用審議会懇談会座長談話について説明があり、これを受けて意見交換が行われた。

・財投債と国債との実質的な違いは何か、また、財投機関債を発行するとしても市場で消化できるのかとの質問があった。これに対し、本間座長代理から、1）国債は用途が限定されていない一般的な歳出に充てられるが、財投債は財投機関への資金供給に限定されているなど性格に違いがある。2）また、財投機関債が導入された場合の市場性については、政府がどのような形で関与（政府保証、利子補給等）をするのか、将来財投機関をどうするかといった政府の態度が、特に移行期においては市場に大きな影響を与えるので、政府が態度を明らかにしていかなければ市場は混乱するのではないかと回答があった。

・郵便貯金の資金運用部への義務預託についてはどのように考えているのかとの質問があった。これに対し、本間座長代理から、委員の間で意見は集約されていないが、郵便貯金が資金を際限なく財投に注ぎ込んでいるか

ら財投機関が過大融資をしてしまうとする意見と、それについては必ずしも因果関係が明らかではないとする意見とに分かれている。また、郵便貯金の財投への影響は、今後のルール設定の在り方で変化するし、すべて自主運用できるかという問題もある。さらに、公的金融が民間とは別に必要との判断はあり得る。いずれにしても自主運用を前提に財投(機関)債を購入するといった道もあり得るので、利害得失を明らかにして将来を見据えて結論を得たいとの回答があった。

関連して、資金運用審議会懇談会の結論はいつ出すのかとの質問に対し、本間座長代理より、行革会議の審議の推移を見ながら夏休み明け以降早急に作業していきたいとの回答があったところ、重ねて委員より、行革会議より資金運用審議会の方がこの問題に対しては専門であり、純粹に財投の問題として議論して早く結論を出してもらいたいと考えるとの発言があった。これに対し、本間座長代理より、行革会議や自民党行革本部があるので懇談会としてどこまで踏み込んでよいのか判断が難しい問題もあり、それぞれのホームグラウンドを整理してもらえると有り難いとの発言があった。

・厚生大臣は年金の資金運用部への預託をやめていくと明言しているが、どうして郵便貯金はそのようにしないのか、懇談会においてそのような議論はしないのかとの質問があった。これに対し、本間座長代理より、懇談会委員の間においては、郵便貯金についても年金と同様にしたほうがよいとの合意があると認識しているとの回答があった。

・財投の融資先には、国鉄精算事業団など不良債権化しているものもあると思うが、償還可能性について精査しているのか。年金、郵便貯金が自主運用するとしたら、入口から資金が入ってこないで債券を発行して対処す

る考え方か。あるいは出口の資金規模が小さくなるので入口も絞って最小化しようというのかとの質問があった。これに対し、本間座長代理より、不良債権の状況については踏み込んだ検討はしていないが、ストックとフローの問題は区別する必要がある。なし崩しのずるずると財投から支出する状況は要検討であり、フローについて、政府の失敗があったとすれば今後繰り返さないような仕組みづくりが必要であるとの回答があった。

・国家が関与しなければならない領域があること、入口では預託をやめること、出口では債券発行により財投機関が自ら資金を調達することは理解する。残る中間については行革との関連でいまだ議論が足りず、金融が財政のバッファーとなっているという指摘もある。資金運用部の在り方が問題であり、将来中間部門は消えていくのではないのかとの質問があった。これに対し、本間座長代理より、市場の失敗があるために財投があるという基本線にかんがみると、機関形態は別にして、公的資金供給の必要が無くなるというわけではないので、出口を止めてしまうということはいできない。縮小するとしても、移行期の在り方については検討を要し、究極の姿と移行期の姿をしっかりと見据えて改革することが必要である。公的金融の分野で政府が能動的に関与できる部分を残しておいた方がよいとの指摘があった。

(参考4)

(参考5)

中間報告(抜粋)
平成9年9月3日
行政改革会議

最終報告(財務省関連抜粋)
平成9年12月3日
行政改革会議

Ⅲ 省庁の再編

Ⅲ 新たな中央省庁の在り方

3 垂直的減量(アウトソーシング)のあり方について

(2) アウトソーシングの方針

○ 現業

① 郵政三事業

郵政三事業については、すべて民営化すべきであるとの意見もあったが、論議の結果、実現可能性及び民営化へのプロセスのあり方にも配慮する必要がある、また郵便局のネットワークの活用を図ることも必要である等の観点から、当面、次のようにすることが合意された。

ア) 簡易保険事業は民営化する。

イ) 郵便貯金事業については、早期に民営化するための条件整備を行うとともに、国営事業である間については、金利の引き下げ、報奨金制度の廃止等を行う。

ウ) 資金運用部への預託は廃止する。

エ) 郵便事業は、郵便局を国民の利便向上のためのワンストップ行政サービスの拠点とするなどの変更を前提として、国営事業とする。

オ) 国営事業であるものについては、国庫納付金を納付させる。

カ) 国営事業として残るものについては、総務省の外局(郵政事業庁)として位置付ける。

2 省の編成

(3) 具体的編成

<省庁編成案>

④ 財務省

ア 任務・行政目的

- ・ 健全な財政の確保、通貨制度、為替の安定確保など
- ・ 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、今後検討。

イ 主要な行政機能

- ・ 予算・決算、税制、国庫・通貨制度、財政投融资、国有財産管理、国際金融・為替処理など
- ・ 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、今後検討。

ウ 機能・政策の在り方の見直し

c 財政投融资制度の改革

財政投融资制度を抜本的に改革する。郵便貯金等の資金運用部への預託を廃止するとともに、既往の貸付けの資金繰りに配慮しつつ、資金調達は市場原理にのっとったものとし、新たな機能にふさわしい仕組みを構築する。

オ 内部部局

財政投融资制度の抜本的改革及び国有財産管理事務のアウトソーシングに伴い、これら担当部門(現行の理財局)の整理等内部組織を見直す。

(参考6)

最終報告（郵政事業関連抜粋）

平成9年12月3日

行政改革会議

IV 行政機能の減量（アウトソーシング）、 効率化等

2 減量（アウトソーシング）の在り方

(1) 現業の改革

② 郵政事業

- ア 郵政三事業一体として新たな公社（郵政公社）とし、法律により、直接設立する。（5年後に郵政公社に移行）
- イ 新たな公社とすることにより、以下の点を実現する。

- a 独立採算制の下、自律的、弾力的な経営を可能とすること。

（事前管理から事後評価への転換）

- ・ 主務大臣による監督は、法令に定める範囲内に限定。
- ・ 予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理するとともに、国による予算統制は必要最小限（毎年度の国会決議を要しない）。
（年度間繰越、移流用、剰余金の留保等を可能）
- ・ 中期経営計画の策定、これに基づく業績評価の実施。
（経営に関する具体的な目標を設定）
- ・ これらにより、民営化等の見直しは行わない（国営）。

- b 経営情報の公開を徹底すること。

- ・ 財務、業務、組織の状況、経営目標と業績評価結果など経営内容に関する情報の徹底公開

- c 職員の身分については、設立法により、国家公務員としての身分を特別に付与すること。

- ・ 団結権、団体交渉権を付与し、争議権は付与しない。
- ・ 一般職の国家公務員と同様の身分保障を行う。
- ・ 総定員法令による定員管理の対象から除外する。

ウ 剰余金の国庫納付については、その是非を含めて合理的な基準を検討する。

エ 資金運用部への預託を廃止し、全額自主運用とする。

オ 郵便事業への民間企業の参入について、その具体的条件の検討に入る。

カ 報奨金制度については、経営形態の見直しに併せて検討する。

(参考7)

行政改革会議最終報告に関する対処方針

(平成9年12月4日 閣議決定)

- 1 行政改革に対する国民の期待は極めて大きく、政府の責任は重大である。このため、行政改革会議最終報告（平成9年12月3日）を最大限に尊重し、直ちに中央省庁再編等のための準備体制に入る。
- 2 次期通常国会において、中央省庁再編等のための基本的な法律案（以下「基本法案」という。）を提出して、その成立を期すこととし、その準備に当たらせるため、内閣に中央省庁再編等準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。
 - (1) 委員会の構成員は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

委員長	内閣総理大臣
副委員長	内閣官房長官、行政改革担当大臣
委員	他のすべての閣僚
 - (2) 委員会に幹事を置く。幹事は次のとお

りである。

内閣官房副長官（事務）
内閣総理大臣補佐官（行政改革担当）
内閣法制次長
すべての事務次官
警察庁長官
内閣官房内閣内政審議室長
総理府次長

- (3) 委員会に、参与若干名を置く。参与は、行政法学等に精通した学識経験者の中から委員長が選任し、基本法案について審議し、意見を述べるができる。
 - (4) 委員会の庶務は、内閣官房において処理するものとし、このため、内閣官房に中央省庁再編等基本法案（仮称）準備室（以下「準備室」という。）を置く。
 - (5) 準備室に、室長、副室長その他所要の職員を置く。
 - (6) その他、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。
- 3 基本法案が成立した後に、関係法律の整備など新体制への移行に必要な準備を進めるため、中央省庁再編等推進本部（仮称）及び事務局を設置することとする。なお、同本部及び事務局が発足した際には、委員会及び準備室は、廃止する。

（参考 8）

政府声明

平成 9 年 12 月 4 日

政府は、本日、行政改革会議の最終報告について、これを最大限に尊重し、直ちに中央省庁再編等のための準備体制に入る旨を決定いたしました。

この報告は、我が国の将来を見据え、活力と自信にあふれた社会を創造するため、戦後 50 年を経過して、時代に合わなくなってきた我が国の行政システムを根本的に改め、より自由かつ公正な社会を形成するにふさわしい

21 世紀型行政システムへ転換することを基本理念としています。そして、その実現に向け、内閣機能の強化、新たな中央省庁の在り方、行政機能の減量・効率化、公務員制度の改革等、広範にわたる内容を盛り込んでおります。

政府としては、次期通常国会において、中央省庁再編等のための基本的な法律案を提出して、その成立を期すこととし、この法律案が成立した後に、関係法律の整備など新体制への移行に必要な準備を進め、遅くとも 5 年以内、できれば 21 世紀が始まる 2001 年 1 月 1 日に、新体制に移行を開始することを目指します。

しかし、行政改革は未だ道半ばであり、むしろこれを新たな出発点として、今後とも、行政とは何か、国は地方や国民とどのようにかかわっていくべきかを更に見直していく必要があります。さらには、行政改革の分野だけでなく、それをいわば突破口として、戦後の我が国の社会・経済システムの全面的転換を図っていかねばなりません。そのため、行政改革とともに、財政構造改革、社会保障構造改革、経済構造改革、金融システム改革、教育改革の 6 つの改革の実現に、引き続き、全力を尽くしていく所存であります。

この際、改革の実現に対する政府としての固い決意を改めて表明するとともに、引き続き国民各位の御理解と御協力をお願いする次第であります。

（出所）行政改革会議資料による。

10-17 財政投融資の抜本的改革についての概要（要約）

「財政投融資の抜本的改革について」の概要
（資金運用審議会懇談会とりまとめ）

平成 9 年 11 月

1. はじめに
2. 財政投融資がこれまで果たしてきた役割

と問題点

財政投融資は、我が国の経済発展に貢献してきたが、公的資金の統合運用を柱とする現行の制度には、資金の調達・運用の両面にわたり様々な問題点が指摘されている。それらは、部分的見直しでは解決できないものが多く、制度・運営の全般にわたる財政投融資の抜本的改革が是非とも必要である。

3. 改革の基本理念と方向

財政政策の中で有償資金の活用が適切な分野に対応するという財政投融資の基本的な役割、必要性は将来においても残るが、その具体的な役割は、社会経済情勢の変化等に応じて変わっていくことが必要である。

対象分野・事業について、民業補完を徹底し、償還確実性を精査すること等により、財政投融資のスリム化に積極的に取り組む必要がある。

さらに、資金調達面においても、受動的に集まった資金を一元的に管理・運営している現状を見直す必要がある。

4. 対象分野・事業の見直し

住宅、中小企業、社会資本、環境等の対象分野・事業については、それぞれ不断の見直しを行う必要がある。

政策金融についても、今後の金融システム改革の進展に応じて、民間金融機関が十分対応できるようになっているものは除外していくなど不断の見直しを進めていく必要がある。

5. コスト分析手法の導入、充実

国民負担に関する情報のディスクロージャーや財政の健全性を確保する観点から、事業の採択に当たり、将来生ずると考えられる税負担についてあらかじめ定量的な分析を行うというコスト分析手法を、可能なものから段階的に導入し、充実させていく

ことが重要である。

6. 市場原理との調和の推進

貸付金利については、基本的には貸付期間に応じ市場金利を基準として設定すべきである。

今後の資金調達に当たっては、市場と完全に連動した条件で調達することが必要である。

7. 資金調達のあり方

郵便貯金及び年金積立金については、現行の預託義務を廃止し、今後の財政投融資の資金調達のあり方としては、市場原理に則り、基本的に、

- ・ 財投機関債（政府保証のない特殊法人債券）と
 - ・ 財投債（国の信用で市場原理に基づいて一括調達する債券）
- の両者を併用すべきである。

なお、特殊法人等の発行する債券に対し、過渡的な期間において政府保証を付すこと等も考えられる。

制度の改革に当たっては、適切な経過措置を講ずるなど円滑な実施を図らなければならない。

8. 自主運用のあり方

郵便貯金及び年金積立期の自主運用については、結果として納税者の負担となるような仕組みは是認できるものではなく、運用責任の所在を明確にすることに加え、安全・確実な運用を基本とすべきである。

自主運用に際しては、民間金融市場に与える影響にも十分な配慮を行い、市場原理に則した運用とすることが不可欠である。

9. 財政投融資の持続的改革に向けて

財政投融資を取り巻く社会経済情勢は今後とも変化するものであるので、改革を継続していくことが重要である。

特殊法人等について将来にわたる規律の確保策が確立されることが、財政投融资の持続的な改革が行われていくためにも必要であり、特殊法人等については、国民に分かりやすい形での一層のディスクロージャーを推進する必要がある。

(出所) 資金運用審議会懇談会「財政投融资の抜本的改革について(資金運用審議会懇談会とりまとめ)」(平成9年11月27日)。

10-18 中央省庁等改革基本法参考資料

中央省庁等改革基本法(抜粋)

(財務省の編成方針)

第20条 財務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

- 2 財政投融资制度を抜本的に改革することとし、郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金(厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。)に係る資金運用部資産法(昭和26年法律第100号)第2条に基づく資金運用部への預託を廃止し、並びに資金調達について、既往の貸付けの継続にかかわる資金繰りに配慮

しつつ、市場原理にのっとったものとし、並びにその新たな機能にふさわしい仕組みを構築すること。

(郵政事業)

第33条

- 2 政府は、資金運用部資金法第2条第1項に基づく資金運用部への預託を廃止し、当該資金の全額を自主運用とすることについて必要な措置を講ずるものとする。

(参考) 資金運用部資金法(抜粋)

(資金運用部への預託の義務)

第2条 郵便貯金として受け入れた資金は、郵便貯金の日常の払いもどし及び郵便貯金法(昭和22年法律第144号)の規定に基づく貸付けに必要な資金を除く外、資金運用部に預託しなければならない。

- 2 政府の特別会計(資金運用部特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く。)の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金は、すべて資金運用部に預託しなければならない。

(出所) 中央省庁等改革基本法による。